

特定空家等の略式代執行による除却について

金楽寺町2丁目における所有者不明物件について、倒壊等による危険性が高まっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施します。

1 建物の概要

- ・所在地 尼崎市金楽寺町2丁目32-16【地番：702 1番】
- ・建物所有者 所在等不明
- ・建築物の用途 住宅
- ・構造・規模 木造平屋建て 延べ面積 26.44 m²（登記簿による）
- ・建築年 昭和22年築

2 代執行の施行内容

危険な家屋の除却

3 実施理由

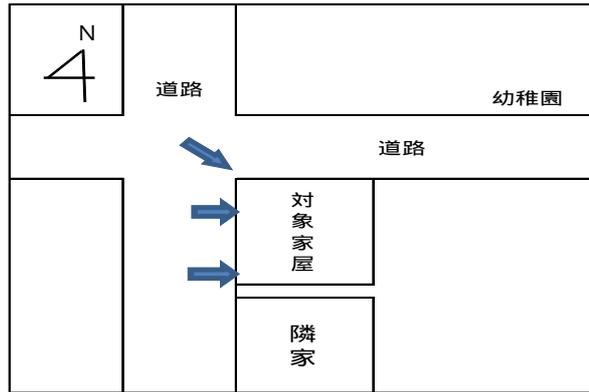
- (1) 建物東側外壁、外部物干し場及びらせん階段等の崩落の恐れがあり、保安上危険
- (2) 不法投棄ゴミ等による放火、衛生上の問題があり、このまま放置すれば周辺への影響がきわめて高い

4 着手予定日

平成28年11月7日（月）

午前10時より代執行宣言後、着手する予定。

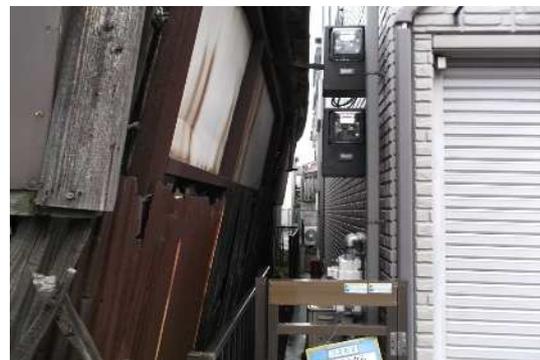
配置図（撮影方向）



写真（対象物件 北西側より）



写真（対象物件 西側より）



写真（対象物件 西側より）



写真（対象物件 西側より）



・ 付近見取図

